

西宮市高齢層限定スポーツ教室事業企画運営等業務委託 公募型プロポーザル方式募集要項

1. 実施目的

高齢層が日常的に運動やスポーツに参加できるよう動機づけし、普及を図ることを目的に、西宮市が主催する高齢層限定スポーツ教室事業（以下、本事業）において、民間事業者等の優れた企画・運営手法を活用するため、令和6年度実施予定の本事業について、公募型プロポーザル方式による企画提案募集を実施する。

※令和6年3月定例会において令和6年度当初予算案が可決されることを前提とした募集となるため、当初予算が成立しない場合は本事業の契約ができないことに留意すること。

2. 募集対象業務

(1) 業務内容

下記の事業を募集する。詳細は別紙「西宮市高齢層限定スポーツ教室事業企画運営等業務委託仕様書」（以下、仕様書）を参照すること。

① 西宮市生涯スポーツ大学

（提案上限価格）1,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

60歳以上の市民を対象に、スポーツ・レクリエーションに慣れ親しむ機会を通して、健康で潤いのあるライフスタイルづくりを支援する

(2) 履行期間

令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

※事業参加者の利便性の向上と運動効果の継続を図ることを目的として、令和7年度及び令和8年度については、前年度の受託状況（事業の運営状況）が良好である場合、双方の合意により、単年度ごとに契約を更新することができる。その場合、各年度の契約金額は本市の予算編成状況により増減することがある。

(3) 履行場所

西宮市内のスポーツ施設・その他の施設

※特に施設の指定がない場合は、事業者が用意する施設でも可とする。市が確保する施設については、別紙「令和6年度 西宮市高齢層限定スポーツ教室事業先行予約施設一覧」を参照。

3. 参加資格要件

プロポーザル参加者は、募集開始の日から契約締結に至るまで次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 西宮市指名停止基準により指名競争入札の参加資格の指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年西宮市条例第 67 号）第 2 条第 1 号及び同条第 2 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4. スケジュール

プロポーザルに関するスケジュールは、以下のとおりとする。

実施手続きの公表	令和 5 年（2023 年）12 月 8 日（金）
質問事項の受付（メールのみ）	令和 5 年（2023 年）12 月 8 日（金）～ 令和 5 年（2023 年）12 月 15 日（金）17 時 30 分
質問事項の回答公表	令和 5 年（2023 年）12 月 22 日（金）予定
参加申込書・企画提案書等の提出期限	令和 6 年（2024 年）2 月 2 日（金）17 時 30 分
選定結果通知・公表	令和 6 年（2024 年）2 月下旬
内定者との詳細協議	令和 6 年（2024 年）2 月下旬～3 月上旬

令和6年度当初予算案に係る議会の議決	令和6年(2024年)3月下旬
委託契約の締結	令和6年(2024年)4月1日(月)

5. 応募方法

(1) 提出書類(原則A4サイズ、提出日現在で記入)

No.	書類名	様式	部数
1	参加申込書	様式1号	1部
2	法人(団体)概要	任意	1部
3	決算報告書(申請日の属する事業年度の直前のもの)	任意	1部
4	委任状(代理人を置く場合に限る)	様式2号	1部
5	企画提案書	任意	8部
6	見積書	任意	8部

※ 複数者でグループを組成する場合は、1を代表者が記入し、添付資料として構成員の内訳書(様式任意)を作成すること。また2及び3を構成員ごとに用意すること。

(2) 提出期限

令和6年(2024年)2月2日(金)17時30分 必着

(3) 提出方法

持参もしくは郵送のいずれかとする。

(4) 提出先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 市役所本庁舎8階

西宮市産業文化局文化スポーツ部 スポーツ推進課 担当:野畑

電話(0798)35-3567 E-mail: vo_k_shatai@nishi.or.jp

6. 企画提案書の作成について

企画提案書の様式は任意とするが、必ず以下のポイントを盛り込むこと。

内 容	詳 細
表紙	業務名称・申請団体名 ※業務名称は「令和6年度西宮市高齢層限定スポーツ教室事業企画運営等業務」とすること。
事業の目的 基本方針	事業コンセプト、全体フレーム、公共性・公益性の確保についての考え方、スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方、情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置などについて
市民のスポーツに対するニーズ把握	市民のスポーツニーズなど現状の課題や問題点の整理
実績	平成25年4月1日以降の同種・類似案件の実績及びその内容
業務実施体制	業務に係る社員等の実施体制一覧 (注) 図や表を用い、配置予定の総括責任者(所属・職氏名)、担当者(所属・職氏名)を記載し、それらの役割分担(業務内容)を明確に記載すること。また、それらの者の経歴・資格・特に本事業に類似する業務に携わった経験などについても、別図・表を用い記載すること。
危機管理・安全管理	事故防止、防犯・救急対応策、緊急時の対応及び連絡体制など
実施計画	スケジュール工程、実施内容、実現可能性等を記載。内容については、プログラム、企画内容、参加者募集方法、広報PR、実施運営体制及び運営方法、警備・救護計画、協賛募集方法、事業実施後の展開、継続可能性など(具体的に)
その他	その他独自の提案、アピールすべき点など

7. 見積書の作成について

本事業に係る一切の経費を見積もることとする。様式は任意とするが、見積り項目は記載例を参考に、積算根拠を明示した内訳書を作成すること。また必要に応じてさらに詳細な項目等を設定することも可とする。

なお、以下の点に留意すること。

- 参加者を対象とした傷害保険は市が別途加入するものとし、支出項目に含めないこと。
- 市立スポーツ施設を使用する場合、本事業は本市主催であるため、使用料は全額免除とする。それ以外の施設を利用する場合の施設使用料は、事業者の負担とする。

【記載例】

(単位：円)

支出項目	内 容 (例)	金 額
人件費	業務従事者の賃金等	
謝金	講師・指導者に対する指導料等	
事務用品費	各種消耗品・記念品等	
その他事業費	各種調整・ボランティア関係など運営にかかるその他全ての経費	
保険料	傷害保険・賠償保険等 ※市が加入する保険に加えて別途必要な場合など	
委託料	会場設営費・安全対策費・警備費等	
使用賃借料	実施会場等の借り上げ料 物品・設備のレンタル又はリース料等	
広報活動費	メディア、イベント出展等による広報活動、看板、横断幕、ポスター、パンフレット、プログラム、ホームページの作成・事業実施報告書等	
一般管理費	管理部門の人件費等	
小計 (税抜)	—	
消費税 (10%)	—	
合計 (税込)	—	

8. 選定方法

(1) 審査方法

市職員及び外部委員により構成する選定委員会を設置し、審査する。審査は、提案書類を中心に検討を行い、評価点数の合計による総合評価により、最高得点を得た提案を第1位として採用する。

(2) 審査項目

番号	評価項目	主な評価の視点・判断基準	配点
1	基本方針	基本的な考え方・事業コンセプト・全体フレーム・取組み姿勢が本事業の趣旨・目的と合致しているか	10
		公共性・公益性の確保についての考え方	
		スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方	
		情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置	
2	市民のスポーツに対するニーズ把握	市民のスポーツニーズなど現状の課題や問題点を認識・整理できているか	10
3	実績	過去の同種・類似案件の実績及びその内容 (平成25年	5

		4月1日以降の実績)	
4	業務実施体制	専従者の確保など、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制の確保及びその妥当性	10
		全体スケジュール・業務フロー・工程表の完成度・充実度・妥当性	
		業務遂行に必要な知識・経験・実行力・柔軟性の有無及びその程度	
5	危機管理 安全管理	事故防止・防犯・救急対応策・緊急時の対応及び連絡体制の対応度・充実度	5
6	業務執行の企画力	市民にとって魅力的な内容となっており、集客等が見込まれるか	35
7	宣伝・周知方法	効果的で適切な広報体制・宣伝手法が採られているか	5
加點審査 計			80
(最も低い提案金額/当該提案金額) × 配点 (20点)			価格審査 計
合 計			100

(3) 審査方法

審査結果については、全参加者に対してそれぞれ書面にて通知するほか、市ホームページにて公表する。

9. 提案採用後から契約まで

- (1) 契約内容及び仕様等については、採用された提案をもとに、本市と詳細を協議するものとし、協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採用された提案と変更が生じることがある。
- (2) 契約締結にあたり、受託者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書を提出することとする。
- (3) 契約締結日は令和6年(2024年)4月1日を予定しているが、令和6年3月定例会において令和6年度当初予算案が可決されることを前提とした募集となるため、当初予算が成立しない場合は本事業の契約ができないことに留意すること。

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加および契約締結に至るまでに発生した費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表その他、市が必要と認める場合、内定者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。

- (3) 提案内容に含まれる特許権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (4) 提出書類の返却は行わない。また提出期限以降における書類等の差替及び再提出には応じない。
- (5) 複数者でグループを組成して応募する場合は、すべての構成員が参加資格要件を満たすこととし、代表団体及び共同事業体名を定めて応募すること。
- (6) 参加申込がない場合は、本プロポーザルは中止する。なお、それ以外の理由でやむを得ず中止する場合は、参加申込者にその旨通知する。
- (7) 本プロポーザルにおける選定委員会の評価が一定の水準を満たさない場合は、選定委員会の判断により、企画提案書が採用されない場合がある。
- (8) 応募を取り下げる場合は、速やかに担当課まで連絡すること。

以 上